

発熱等の症状及び感染症に罹患した場合の登校制限について

体調が悪い場合には、お子様はもちろん、一緒に通っている児童・生徒の健康を守るために、まず医療機関での受診をお願いします。

●発熱時の対応について

発熱※¹し病院で感染症に罹患したと診断された場合、復課証明※²を持って登校可とします。

●学校での発熱時の対応について

学校で発熱※¹した場合、早退となりますので、お迎えに来ていただくことになります。

※¹ 発熱とは 37.3 度以上のことを示す

※² 復課証明の取得が困難な場合、以下のもので代用可といたします。

- ① 罹患を証明できるものに、医師のサインと登校可能日が記載されているもの。
- ② ①の取得が困難な場合、検査結果のコピーや画像データと、
医師からの一筆または、口頭説明を受けた内容を保護者が代筆したもの。
- ③ ①②ともに対応が得られない場合は、学校と確認の上、保護者または保護者同等の方からの回復を証明した一筆。

○出席停止の扱いについて

感染症一覧に記載されている感染症につきましては、病院にて診断され、復課証明等の提出をしていただくことで、出席停止扱い(公認欠席)となります。

また、感染症一覧(中国)には記載されていないが日本において登校が制限される感染症(マイコプラズマ肺炎など)については、感染したことが分かる検査結果のコピーや画像データを担任へ提出していただくことで、出席停止扱い(公認欠席)となる場合があります。学級担任にご相談ください。

○登校再開基準

感染症の場合、医師から登校可能と判断されること。もしくは、場合によっては日本が提示している感染症隔離期間を参考とします。

○感染症一覧(中国)

下記の感染症に感染した場合には、本校が所属している将台社区卫生服務中心の保健科などで発行される復課証明を以って登校可能となります。※状況により、上記のもので代用可能。

甲類	ペスト、コレラ
乙類	SARS、エイズ、ウイルス性肝炎、ポリオ、鳥インフルエンザ、麻疹、流行性出血熱、狂犬病、日本脳炎、デング熱、炭疽病、アメーバ赤痢、結核、腸チフス、パラチフス、流行性脳脊髄膜炎、百日咳、ジフテリア、新生児破傷風、猩紅熱、ブルセラ症、淋病、梅毒、レストピラ症、住血吸虫症、マラリア
丙類	インフルエンザ、流行性耳下腺炎、風疹、急性出血性結膜炎、ハンセン病、発疹チフス、黒熱病、エキノコックス症、フィラリア症、コレラ、アメーバ赤痢、感染性胃腸炎、新型コロナウイルス

○本校が所属している将台社区卫生服務中心の保健科の連絡先

【北京市朝陽区将台社区卫生服務中心の保健科】

住 所: 北京市朝陽区酒仙橋路 49 号

電話番号: (010)64372046 対応時間: 平日 8:00-11:00/13:30-16:30